

## 会議報告



日本公認会計士協会 常務理事  
国際監査・保証基準審議会メンバー

すみだ さやか  
**住田 清芽**

国際監査・保証基準審議会テクニカル・アドバイザー

かい さちこ  
**甲斐 幸子**

# 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (第73回会議)

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) の第73回会議が、2015年12月7日から11日までニューヨークで開催された。

日本からは、日本公認会計士協会より住田清芽(ボードメンバー)、甲斐幸子(テクニカル・アドバイザー)が参加したほか、金融庁(企業会計審議会)より五十嵐則夫委員がオブザーバーとして参加した。以下、会議の概要を報告する。

## 1 最終基準の承認

### 監査報告 (ISA810)

IAASBは、2015年8月に、ISA810「要約財務諸表に関する報告業務」の改訂に関する公開草案を公表している(コメント期限:2015年11月2日)。同公開草案は、2015年1月に公表された新しい監査報告関連の基準 (ISA701等) を受けて、必要な変更を提案するものであり、34通のコメントレターが寄せられた。

今回の会議では、寄せられたコメントを踏まえ、改訂基準の最終化に向けた審議

が行われた。今回の会議において議論された主な点は、以下のとおりである。

(i) **企業の完全な一組の財務諸表に対する監査報告書にその他の記載内容に含まれる未修正の重要な虚偽記載に関する記述が含まれる場合**

公開草案では、企業の完全な一組の財務諸表に対する監査報告書に、その他の記載内容に含まれる未修正の重要な虚偽記載に関する記述が含まれる場合、要約財務諸表に対する報告書において、必ず、当該記述への参照及び当該記述が要約財務諸表に影響を与えている場合にはその内容を含めることが提案されていた。

公開草案に対し、企業の完全な一組の財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容が、要約財務諸表が含まれる開示書類においても必ず含まれるわけではないため、そのような場合にまで参照を含めることを要求するのはかえって誤解を招くとのコメントがあった。そこで、作業グループからは、監査済財務諸表に対する監査報告書において、その

他の記載内容における未修正の重要な虚偽記載に関する記述が含まれており、かつ、要約財務諸表が含まれる開示書類に相当する記載が含まれる場合にのみ、要約財務諸表に対する報告書において参照を含めることを要求することが提案された。しかしながら、メンバーからは、「条件付要求事項となり複雑で分かりにくい」とのコメントが多かった。

そこで、公開草案と同様、必ず当該記述への参照を要求するが、当該記述が与える影響の内容の記載は、(要約財務諸表に影響を与えている場合ではなく)「要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に影響を与えている場合」に記載を要求することに変更することになった。

#### (ii) 要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に対する手続

ISA810には、要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関する要求事項が含まれている(現行ISA810第24項)。IAASBは、2015年4月に、ISA720(改訂)「その他の記載内容に関する監査人の責任」を公表しているが、ISA810の業務の性質は財務諸表監査と実質的に異なることを考慮し、公開草案における第24項の変更は、ISA720(改訂)の用語表現の統一のみにとどめられ、ISA720(改訂)の実質的改訂は反映されていなかった。

公開草案に対し、ISA810業務におけるその他の記載内容に関する監査人の責任が不明瞭とのコメントがあった。そこで、その他の記載内容に対する手続に関しては、以下の修正を行うことになった。

① 要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に対する作業との関係性を明瞭にするため、現行第24項を、要約財務諸表に対する

報告書の記載項目に関する要求事項の前に移動する。

② 要求事項の基本的な構造をISA720(改訂)に合わせるため、「通読」と「重要な相違が識別された場合」の2つの要求事項に分割し、重要な相違が識別された場合、修正の必要があるか判断するため、経営者との協議を要求する等の修正を行う。

③ 以下の2つの場合に分けた適用指針を設け、(a)の適用指針を、企業の完全な一組の財務諸表に対する監査報告書に、その他の記載内容に含まれる未修正の重要な虚偽記載に関する記述が含まれ、当該記述が要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に影響を与えている場合に、その内容の記載を求める要求事項に関連付ける。

(a) 要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容が、年次報告書におけるその他の記載内容と同じ情報又はその一部の情報を扱っている場合

(b) 要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容が、年次報告書におけるその他の記載内容と異なる情報を扱っている場合

審議の結果、出席ボードメンバー17名のうち16名の賛成により、ISA810の改訂が承認された。メンバーの1名は、要約財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に対して要求される作業水準が、実質的に変更されており、新しい監査報告関連の基準を受けた適合修正を行うというプロジェクトの範囲を超えていることを理由に、反対票を投じた。

改訂基準は、今後、公益監視委員会(PIOB)での審議を経て公表され、新しい監査報告関連の基準と同様、2016年

12月15日以降終了する事業年度に係る監査から適用となる予定である。

## 2 コメント募集文書の承認

IAASBは、2014年まで、監査報告の改訂に係るプロジェクトに活動の焦点を置いていたが、関連するISAが最終化され2015年1月に公表されたことを受け、2014年後半から、新規のプロジェクトを開始している。このうち、職業的懐疑心、品質管理、グループ監査に関しては、プロジェクトごとにディスカッション・ペーパーを別箇に公表するのではなく、共同ディスカッション・ペーパーとして公表する方向で、検討が進められてきた。今回の会議において、コメント募集文書(Invitation to Comment)「公共の利益を踏まえた監査品質の向上—職業的懐疑心、品質管理及びグループ監査」及びその概要をまとめた文書の承認審議が行われ、出席メンバー全員の賛成により公表が承認された(コメント期限:2016年5月16日)。内容については、本誌23頁の解説記事を参照いただきたい。

## 3 その他の新規プロジェクト—ISA540/金融機関の監査に係る特別考慮事項

前回2015年9月会議において、ISA540「会計上の見積りの監査」の改訂に係るプロジェクト・プロポーザルを2015年12月会議において承認すること、改訂方法として、2014年7月に公表された国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」に関する論点だけでなく、他の論点も含めた全面的な改訂を行うことについて暫定合意がなされた。そこで、今回の会議では、作業グループから、ISA540の改訂に関するプロジェクト・プロポーザルの草案が示された。審議の結果、若干の

修正の上で、出席メンバー全員の賛成により、プロジェクト・プロポーザルが承認された。プロジェクト・プロポーザルの主な内容は以下のとおりである。

### (1) プロジェクトの目的

- ISA540の改訂を行い、会計上の見積り及び関連する開示に対する適切な手続の実施により監査品質の向上が促進される、より厳格な要求事項と適切な指針を設定すること。
- 金融機関の監査に係る特別考慮事項について扱う、規範性のないガイダンス文書及びツール(国際監査実務ノート(IAPN)、スタッフ文書、プロジェクト・アップデート等)の開発を行うかどうか検討すること。

### (2) プロジェクトで扱う主な論点

- 複雑化する事業環境に照らした、ISA540の目的適合性の確保(IFRS第9号への対応を含む。)
  - データの大量化や、従来は財務報告プロセスとしてはとらえられていなかったシステムから生成されるデータに対応した内部統制の理解及び評価
  - 専門家の業務の利用
  - 見積りの許容範囲が重要性の基準値を大幅に超える場合の取扱い

- 特別な検討を必要とするリスクを生じさせる会計上の見積りの識別及び適切な対応
- 監査人及び経営者による外部の価格情報ベンダーの利用
- 会計上の見積り及び関連する開示に関する適切な職業的懐疑心の強調
- 会計上の見積りに関連する開示に対する監査人の注力の強化
- 金融機関の監査に係る特別考慮事項

### (3) プロジェクトのスケジュール

2016年12月会議においてISA540の改訂に係る公開草案(コメント募集期間:120日)の承認審議を行い、2017年第4四半期に、最終基準の承認審議を行うことを予定している。

また、前回2015年9月会議において、①IFRS第9号により生じる論点についての注意喚起、②現行のISA及びIAPN1000「金融商品の監査における特別な考慮事項」における関連する指針の説明、③ISA540の改訂プロジェクトの内容の説明を記載した「プロジェクト・アップデート」を公表することで暫定合意がなされており、今回の会議において、「プロジェクト・アップデート」の草案が提示された。しかしながら、メンバーから、②は監

査人に対して注意喚起や実務上の支援を提供することが目的であるのに対し、③は規制当局等に対してIAASBの今後の対応を説明することが目的であり、それぞれ目的や想定している読者が異なるため、2つの文書に分けてはどうか等のコメントがあり、再度、作業グループで内容を検討することとなった。

## 4 その他

今回の会議では、上記のほか、主に、以下の内容に関するプレゼンテーションが行われた。

- 国際会計基準審議会(IASB)アップデート:IASBメンバーによる、最近のIASBの活動等に関するプレゼンテーション
- 違法行為への対応(NOCLAR):国際会計士倫理基準審議会(IESBA)メンバーによる、IESBAのNOCLARプロジェクトの議論の状況に関するプレゼンテーション
- 職業的懐疑心:職業的懐疑心に関する学術研究に関するプレゼンテーション